

豊橋市スタートアップチャレンジ交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市スタートアップチャレンジ交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この交付金は、本市で事業創出を目指すスタートアップに対し、事業創出に必要な経費の一部を予算の範囲内において交付することにより、本市でのスタートアップ創出の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) スタートアップ 革新的なアイデア等で新たな価値を生み出し急成長を目指す企業等をいう。

(2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者（認定事業を行う期間の末日までに、個人事業の開業届出又は株式会社の設立等を行う者を含む。）をいう。ただし、みなし大企業を除く。

(3) みなし大企業 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 発行株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中手企業者。

イ 発行株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中手企業者。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

(4) 起業 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する個人事業の開業届出又は会社法（平成17年法律第86号）第911条から第914条までに規定する株式会社等の設立の登記を行い、新たに事業を開始することをいう。

(5) 第二創業 法人又は個人が、既存事業とは異なる新たな事業へ取り組むことをいう。

(6) 認定事業 次に掲げる要件を全て満たす事業として市長が認めるものをいう。

ア 社会課題の解決を目指す事業であること。

- イ IT、新技術等を活用して新市場の開拓又は高成長を目指す事業であること。
- ウ 事業の期間の全部が交付金の交付の確定をした日から1年以内であること。
- (7) スタートアップ・エコシステム 新事業の創出を活発化させることにより起業家（起業を行い、又は行うことを予定している者をいう。以下同じ。）を継続的に生み出す仕組みをいう。
- (8) 認定ベンチャーキャピタル等 次に掲げる要件のいずれかを満たす者をいう。
 - ア スタートアップへの投資機能及び事業化支援機能を有する事業者であって、他の地方公共団体等が認定したもの
 - イ 投資を行う者であって、市長が適当と認めたもの
- (9) プロトタイプ 事業化に資する試作品等をいう。
(交付対象事業者)

第4条 交付金の交付対象となる者（以下「交付対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業者等であること。
 - (2) 起業、代表者の交代に伴い新たな事業へ取り組むこと又は第二創業によって、市内において認定事業を行う者であること。
 - (3) 市内に本社又は主たる事業所を置いていること（認定事業を行う期間の末日までに、本社又は主たる事業所を置いている場合を含む。）。
 - (4) 別表第1の交付対象事業者の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ内容の欄に定める要件を満たしていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する場合は、交付金対象事業者としない。
- (1) 申請者又は法人の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者であること。
 - (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者であること。
 - (3) 本社又は主たる事業所の所在する市区町村の市区町村税を滞納している者であること。
 - (4) 交付申請以前に同一又は類似の申請内容で、市から補助金等の交付決定を受けている者であること。
 - (5) その他市長が適当でないと認めた者であること。

(交付対象経費等)

第5条 交付金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、別表第1の交付対象事業者の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ交付対象経費の欄に定める経費であって、認定事業の実施に必要があると市長が認めるものとする。

2 交付金の額は、別表第1の交付対象事業者の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ交付金の額の欄に定める額とし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 交付対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する費用及び他の補助金等の対象経費となる費用を含まないものとする。

(交付の申請)

第6条 交付金の申請を受けようとする者は、豊橋市スタートアップチャレンジ交付金交付申請書（様式第1）に別表第2に掲げる事業者の区分に応じてそれぞれ必要書類の欄に定める書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 規則第5条第2項及び第11条の規定による通知は、豊橋市スタートアップチャレンジ交付金交付決定・確定通知書（様式第2）によるものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 認定事業に係る経理と他の経理とは明確に区別しなければならないこと。

(2) 認定事業の実施期間又は内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでないこと。

ア 交付確定額の20%以下の金額で科目の配分変更を行う場合

イ 認定事業の内容及び事務能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

ウ 認定事業の目的を変更するものではなく、かつ、交付対象事業者の自由な創意により更に効率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合

(3) その他市長が必要と認める事項

(交付金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた交付対象事業者は、交付金の交付を請求しようとするときは、豊橋市スタートアップチャレンジ交付金交付請求書（様式第3）

を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により提出された豊橋市スタートアップチャレンジ交付金交付請求書の内容を確認した後、交付対象事業者に対し、当該請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に当該請求に係る交付金を交付するものとする。

(認定事業変更等の承認)

第10条 交付対象事業者は、認定事業の変更等をしようとするときは、豊橋市スタートアップチャレンジ交付金認定事業計画変更等申請書(様式第4)を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を豊橋市スタートアップチャレンジ交付金変更決定通知書(様式第5)により通知するものとする。

(認定事業終了報告書)

第11条 交付対象事業者は、認定事業が終了したときは、豊橋市スタートアップチャレンジ交付金認定事業終了報告書(様式第6)に次に掲げる書類を添付し、当該認定事業が終了した日から1月以内に市長へ提出しなければならない。

- (1) 対象経費の支払等を証明する書類の写し(契約書、振込明細書、領収証等)
- (2) 登記事項証明書(個人事業主の場合は、開業届出書の写し)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書

2 市長は、前項に規定する書類が提出されたときは、その内容を審査し、豊橋市スタートアップチャレンジ交付金認定事業終了報告審査結果通知書(様式第7)により通知するものとする。

(事業化の報告)

第12条 交付対象事業者は、市長が認める場合を除き、豊橋市スタートアップチャレンジ交付金認定事業終了報告審査結果通知書の送付を受けた日から2年間、当該認定事業に係る事業化の状況について、豊橋市スタートアップチャレンジ交付金事業化状況報告書(様式第8)により市長へ提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、交付対象事業者の毎会計年度の決算確定の日の翌日から起算して1月以内に行うものとする。

(交付金の残額の取扱い等)

第13条 市長は、次に掲げる場合に該当するときは、交付対象事業者に対し、期限を

定めて交付金を市へ納付させるものとする。

(1) 規則第14条の規定により交付決定を取り消した場合において、交付の取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているとき

(2) 認定事業の終了後、交付金の残金があるとき

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月22日から施行する。

別表第 1

交付対象事業者	内容	交付対象経費	交付金の額
出資を受けた者	市長が別に定める期間に、認定ベンチャーキャピタル等から出資を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費（認定事業に直接従事する従業員に係るものに限る。） ・ 店舗等借料 ・ 設備費 ・ 原材料費 	交付対象経費の2分の1以内の額（ただし、認定ベンチャーキャピタル等からの出資額かつ250万円を上限とする。）
賞金を獲得した者	市長が別に定める期間に、ビジネスプランコンテスト等のコンテストで賞金を獲得していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産権等関連経費 ・ 謝金 ・ 旅費 ・ マーケティング調査費 	交付対象経費の2分の1以内の額（ただし、獲得した賞金の額かつ150万円を上限とする。）
伴走支援を受けている者	市長が別に定める期間に、認定ベンチャーキャピタルから伴走支援を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報費 ・ 外注費 ・ 委託費 ・ その他必要な経費 	交付対象経費の2分の1以内の額（ただし、150万円を上限とする。）
プロトタイプを有している者	事業化に当たって、プロトタイプを有していること。		交付対象経費の2分の1以内の額（ただし、150万円を上限とする。）

別表第2

交付対象事業者	必要書類		備考
	共通	個別	
出資を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市スタートアップチャレンジ交付金交付申請書（様式第1） ・申請者の概要資料 ・提案書 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資契約書等、認定ベンチャーキャピタル等から投資を受けていることが分かる書類 	認定を受けようとする事業の内容により、提出する書類の一部を省略することができる。
賞金を獲得した者	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書の写し（個人事業主の場合は、開業届出書の写し） ・本社及び主たる事業所の所在する市区町村に係る納税 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテスト等で賞金を獲得したこと及び賞金の額が分かる書類 ・コンテスト等の概要が分かる書類 	
伴走支援を受けている者	<ul style="list-style-type: none"> ・証明書又は未納がないことを証する書類 ・暴力団排除に関する誓約書 ・拠点進出に関する 	<ul style="list-style-type: none"> ・伴走支援を受けている認定ベンチャーキャピタルが作成したハンズオン計画書 	
プロトタイプを有している者	<ul style="list-style-type: none"> 誓約書（※既に市内に拠点がある場合は、不要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロトタイプの内容を説明する書類（写真、図面等を含む。） 	